

資料24-1(午後)	令和2年3月18日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県障害福祉サービス課	

障害児通所支援・入所支援における届出事項について

1 令和2年度当初体制届について

- (1) 算定される単位数が増える事業所について（2、3以外）通常通り前月15日までにご提出ください。なお、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算に係るものは別途ご連絡いたします。
- (2) 2、3に該当する事業所においては、それぞれ必要な書類をご提出願います。（重複する場合は省略可）
- (3) 期日までに届出書が提出されなかった場合、4月分の請求に支障が出る場合がありますのでご留意願います。

2 報酬区分の適用について（児童発達支援・放課後等デイサービス）

開設から3か月を超えた事業所においては、障害児の延べ利用人数を用いて区分を判定してください。また、区分1を算定している事業所（放課後等デイサービスに限る）又は区分を変更する事業所は、下記に従い判定を行い、2（3）を提出してください。

（1）児童発達支援事業所

2019年4月1日から2020年3月末までの12か月間において、小学校就学前の障害児の延べ利用人数を全障害児の延べ利用人数で除して、2020年4月以降の報酬区分を判定してください。

※区分が変更とならない事業所においては提出の必要はありません。

（2）放課後等デイサービス

2019年4月1日から2020年2月末までの11か月間において、指標該当児の延べ利用人数を、全障害児の延べ利用人数で除して、2020年4月以降の報酬区分を判定してください。

※2020年4月以降引き続き区分2を算定する事業所においては提出の必要はありません。

令和元年度の利用実績を用いることにより区分1となる事業所については、令和元年度実績を用いることとして差支えありません。

（3）提出書類

- ・様式第5号の2 障害児（通所・入所）給付費算定に係る体制等に関する届出書（その1、その2）【共通】
- ・別紙1 障害児（通所・入所）給付費の算定に係る体制等状況【共通】
- ・別紙3 報酬算定区分に関する届出書【児童発達支援】
- ・別紙4 報酬算定区分に関する届出書【放課後等デイサービス】
- ・利用児童一覧表（区分確認用）【放課後等デイサービス】

3 看護職員加配加算の適用について（児童発達支援・放課後等デイサービス）

開設から3か月を超えた事業所においては、障害児の延べ利用人数を用いて当該加算が算定可能かどうかを確認してください。また、看護職員加配加算を算定している全事業所又は新たに看護職員加配加算を算定する事業所は、確認を行い、**3（2）**を提出してください。

（1）確認の仕方

2019年4月1日から2020年3月末までの12か月間において、医療的ケアに関する判定スコアにある状態のいずれかに該当する障害児又は医療的ケアに関する判定スコアで8点以上の障害児の延べ利用人数を、開所日数で除して得た数により、児童の状況を確認してください。

（2）提出書類

- ・様式第5号の2 障害児（通所・入所）給付費算定に係る体制等に関する届出書（その1、その2）【共通】
- ・別紙1 障害児（通所・入所）給付費の算定に係る体制等状況【共通】
- ・別紙12 看護職員加配加算に関する届出書【児童発達支援・放課後等デイサービス】
- ・利用児童一覧表（看護職員加配加算確認用）【児童発達支援・放課後等デイサービス】

4 自己評価について（児童発達支援・放課後等デイサービス）

別添通知のとおり

5 提出締切りについて（2、3、4共通）

令和2年4月8日（水）

書式については下記サイトに7（2）に掲載のとおりです。

6 指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所支援事業者（以下、「指定障害児通所支援事業者等」という。）の指定の更新手続きについて

- （1）指定障害児通所支援事業者等の指定は、6年ごとにこれらの更新を受けなければ、効力を失います。
- （2）指定の更新を受けるためには、新規指定と同様の申請手続が必要となります。ただし、既に提出している内容に変更がない場合は、一部の書類を省略することができます。対象となる事業者には、更新日の2ヶ月前をめどに当課からそれぞれ案内をする予定ですが、更新時期については各事業者においてもご留意ください。

7 新規（更新）申請、変更の届出、事業の廃止等の手続きについて

（1）提出期限

項目	提出期限
指定の新規（更新）申請	前々月の末日
指定の変更申請	前々月の末日
指定内容の変更	変更後10日
事業の廃止・休止	廃止・休止日の1か月前
事業の再開	変更後10日
入所施設の辞退	辞退日の3か月前
給付費の体制に関する事（単位数が増える場合）	前月15日
給付費の体制に関する事（算定されなくなる場合）	速やかに
業務管理体制の整備に関する事	遅延なく

（2）各種届出様式

下記ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

なお、「障害児（通所・入所）給付費算定に係る体制等に関する届出書」等の書類については随時更新します。

○障害児通所・入所支援サービス

<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/shogaifukushi/syougaiji.html>

（3）提出先

下記あてにご提出ください。（郵送可）

保健福祉局 高齢障害部 障害福祉サービス課 指導班（障害児通所支援等）

〒260-8722

千葉県千葉市中央区千葉港2番1号 千葉中央コミュニティセンター1階

TEL：043-245-5227（指導班）

FAX：043-245-5630

電子メール：shogaifukushi.HWS@city.chiba.lg.jp